

エレベーター保守点検業務委託 仕様書

厚木市営東町スポーツセンター（以下「施設」という。）のエレベーター保守点検業務委託の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

1 名称及び位置

- (1) 名称 厚木市営東町スポーツセンター
- (2) 位置 厚木市東町2番1号

2 目的

この業務は、施設のエレベーターの機能を常に正常な状態に保つことを目的とする。

3 委託業務

(1) 業務委託対象物件

乗用エレベーター 2基 ※令和5年12月リニューアル

1号機：フジテック製 EXDN-WP-13-2CO60-T5

地震時管制運転、リスタート運転、火災時管制運転、
停電時自動着床装置、音声合成オートアナウンス（VONIC）
多光軸ドアセンサー、車椅子仕様、監視盤、地震時仮復旧
戸開走行保護装置、非接触呼登録

2号機：フジテック製 EXDN-P-17-2SR60-T5

地震時管制運転、リスタート運転、火災時管制運転、
停電時自動着床装置、音声合成オートアナウンス（VONIC）
多光軸ドアセンサー、車椅子仕様、監視盤、地震時仮復旧
戸開走行保護装置、非接触呼登録

(2) 業務の指示

ア 本委託業務の履行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

また、履行期間終了後、公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「甲」という。）に業務完了届を提出する。

イ 3箇月に1回、技術員による有人点検作業を行い、実施した業務については業務報告書を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

ウ エレベータの機能維持を図るため、機器の損耗・劣化（エレベータの通常の使用より生じるものをいい、天災その他不可抗力によって生じるものを除く。）を予測し、その予測に基づいて業務受託会社（以下「乙」という。）が必要と認めたときは、機器の構成部品の修理・取替および交換等（以下「機能維持工事」という。）を行う。ただし、巻上機、電動機、制御器等の機器一式取替は含めない。

なお、機能維持工事の範囲は、別紙1のとおり。

エ 建築基準法第12条第2項の規定に基づく法定点検を1回行う。ただし、特定行政庁厚木市長（窓口は、一般財団法人神奈川県建築安全協会）に対する報告については不要とする（建築主事を置く厚木市の所有する建築物に設けられた建築設備であるため）。

オ 乙は、遠隔保守監視による異常や故障等の連絡を受けた時は、速やかに技術者を派遣し必要な整備を行う。

カ 乙は、人身事故につながる欠陥を発見したときは、直ちに甲に報告するとともに必要な処置を行う。

キ 乙は、業務履行に際しては、公共事業であることを認識し、品位の保持に努めるとともに、作業中知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 緊急時の対応

乙は、エレベーターに故障等不具合が生じたときは、直ちに適切な処理をし、機能の復旧を図るものとする。

5 点検作業項目

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 機械室関係 | 巻上機、電動機、制御盤、調速機、ロープブレーキ等 |
| (2) 乗場関係 | インジケータランプ、呼びボタン、ロック装置、戸開閉機構等 |
| (3) 塔内関係 | ワイヤーロープ、リミットスイッチ、レール、配管配線関係、着床装置関係 |
| (4) かが関係 | 操作盤、戸開閉装置、ガイドシュー、セフティシュー等 |

6 機能維持工事範囲

機能維持工事の範囲は、次のとおりとする。

- (1) エレベータを通常使用する場合に生ずる摩耗および損傷。
- (2) 利用者又は第三者による不注意・不適當な使用および管理、または地震・火災・風水害・その他不可抗力の災害・事故等、甲の責によらない事由に

よって生じた修理・取替および交換等は除く。

7 機能維持工事項目

機能維持工事項目は、別紙1のとおりとする。ただし、次の事項は除く。

- (1) 機能維持工事範囲による項目以外の修理・取替および交換等
- (2) 巻上機の一式取替、ギヤケース取替
- (3) 電動機の一式取替、フレーム取替
- (4) 制御盤等の一式取替、キャビネット取替
- (5) 意匠部品（かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、敷居、乗場の戸、三方枠）の塗装、メッキ直し、清掃又は取替
- (6) その他、特別装備品で記載のないものに係る修理・取替および交換等

8 費用負担区分

次の費用は、甲の負担とするが、その他の費用については乙が負担する。

- (1) 点検作業に必要な光熱水費。
- (2) 機器の破損若しくは老朽化により、更新、交換の生じた場合で甲の認めた費用。

9 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議してその都度定めるものとする。

機能維持工事範囲

- 1 制御盤、受電盤、UCMP盤
 - (1) バッテリー（プリント基板）取替
 - (2) リレー取替
 - (3) コンデンサー類取替
 - (4) 電磁接触器（リード線含む）取替
 - (5) ヒューズ類取替
 - (6) 半導体、プリント基板取替
 - (7) インバータ、コンバータ取替
 - (8) 抵抗管取替
 - (9) 整流器取替
 - (10) 変圧器取替
 - (11) 定電圧電源装置取替
 - (12) ブレーカー取替
- 2 電動機
 - (1) 電動機巻線絶縁処理
 - (2) 各軸受ベアリング取替
 - (3) エンコーダ取替
 - (4) 回転機カーボンブラシ交換
 - (5) 軸受グリスアップ
 - (6) スリップリング削正・取替
 - (7) 空冷用ファンモーター取替
 - (8) 整流子削正・取替
- 3 電動発電機
 - (1) 軸受ベアリング取替
 - (2) ブラシ保持器取替
 - (3) 防振ゴム取替
 - (4) 整流子削正・取替
- 4 巻上機
 - (1) ギア歯当たり調整
 - (2) ギア・ウォームシャフト取替
 - (3) 各軸受ベアリング取替

- (4) 綱車溝修正及び取替
- (5) ギア油取替
- (6) 補充用ギア油取替
- (7) オイルシール取替
- (8) 軸受グリスアップ取替
- (9) カップリングゴム取替
- (10) 防振ゴム取替
- 5 そらせ車、頂部返し車
 - (1) シーブ取替
 - (2) 軸受ベアリング取替
 - (3) 軸受グリスアップ
- 6 階床選択機
 - (1) 移動・固定接触子取替
 - (2) 移動ケーブル取替
 - (3) 歯車ユニット取替
 - (4) かご連結スチールテープ（チェーン）取替
 - (5) マグネットコイル取替
 - (6) 先行モーター取替
- 7 電動ブレーキ
 - (1) ブレーキシュー（ライニング）取替
 - (2) ブレーキ分解手入れ・オーバーホール取替
 - (3) マグネットコイル取替
 - (4) ブレーキプランジャー・コア・ガイド取替
 - (5) 軸・軸受取替
 - (6) ブレーキスイッチ取替
 - (7) ブレーキアーム取替
 - (8) ブレーキホイール（ディスク）取替
 - (9) ブレーキロッド取替
- 8 ロープブレーキ（UCPM）
 - (1) 作動油オイル取替
 - (2) 油圧ホース取替
 - (3) ブレーキライニング（パッド）取替
- 9 調速機
 - (1) 軸受グリスアップ取替
 - (2) 調速機本体取替

- (3) ストッパーゴム取替
- (4) スイッチ取替
- 10 外部への連絡装置
 - (1) インターホン、ベル、ブザー、バッテリー取替
 - (2) インターホン取替
 - (3) ベル・ブザー取替
- 11 停電灯装置
 - (1) 停電灯ユニット取替
 - (2) 停電灯バッテリー取替
 - (3) 停電灯ランプ取替
- 12 操作盤
 - (1) 操作盤スイッチ類取替
 - (2) 操作盤ランプ取替
 - (3) プリント基板取替
- 13 階床表示
 - (1) 階床表示ランプ交換（かご内、乗場）
 - (2) 基盤取替（乗場）
- 14 かご戸
 - (1) ドアハンガー・ローラー取替
 - (2) 連結ロープ・チェーン・ベルト取替
 - (3) ドアレール取替
 - (4) 乗場戸及び連結装置取替
 - (5) ドアガイドシュー取替
- 15 換気扇
 - (1) 換気ファンの取替
 - (2) イオン発生装置の取替
- 16 戸閉め安全装置（セーフティシュー）
 - (1) アーム（レバー）取替
 - (2) ケーブル取替
 - (3) スイッチ取替
- 17 光電装置
 - (1) 受光部・投光部取替
 - (2) ユニット取替
- 18 照明
 - (1) イルミネーションランプ取替

(2) かが内照明ランプ取替

19 かが枠

(1) 防振ゴム交換

20 はかり装置

(1) スイッチ・差動トランス・検出センサー取替

(2) はかり装置取替

21 戸の開閉装置

(1) ドアモーター・整流子取替

(2) 軸受（ベアリング）取替

(3) エンコーダ取替

(4) 駆動ベルト・チェーン取替

(5) スイッチ取替

(5) 連動エアコード・ワイヤー・プーリー取替

(6) 歯車ユニット取替

(7) ユニット取替

(8) ギアオイル取替

(9) オイルシール取替

(10) カップリングゴム取替

(11) ドアガイドシュー取替

(12) 補充用ギヤ油

22 かが上機器

(1) ガイドシュー・ローラー・ギブ取替

(2) ガイドシュー・ストッパーゴム取替

(3) ガイドシュー・スプリング取替

(4) 位置検出・着床装置取替

(5) かが上照明ランプ取替

(6) 給油器取替

(7) 給油器補充用油

23 釣合おもり

(1) ガイドシュー・ローラー・ギブ取替

(2) ガイドシュー・ストッパーゴム取替

(3) ガイドシュー・スプリング取替

(4) 給油器取替

(5) 給油器補充用油

24 乗場の戸

- (1) ハンガーローラー取替
- (2) ドアレール取替
- (3) 連結ロープ・チェーン・プーリー取替
- (4) ドアインターロックスイッチ取替
- (5) ドアクローザー取替
- (6) ドアガイドシュー取替
- (7) かご戸との連結装置取替

25 乗場ボタン

- (1) 押ボタンスイッチ取替
- (2) 押ボタンランプ取替
- (3) 基板取替

26 かご・おもり吊り戸

- (1) かご吊り車ベアリング取替
- (2) おもり吊り車ベアリング取替
- (3) 綱車取替
- (4) 軸受けグリスアップ

27 主ロープ

- (1) 主ロープ切り詰め
- (2) 主ロープ取替

28 調速機ロープ

- (1) 調速機ロープ切詰め
- (2) 調速機ロープ取替

29 釣合ロープ、鎖

- (1) 釣合ロープ（鎖）切詰め
- (2) 釣合ロープ（鎖）取替
- (3) 釣合シーブ取替
- (4) 釣合シーブ軸受ベアリング取替
- (5) 釣合シーブスイッチ・カム取替

30 非常止め装置ロープ

- (1) 非常止め装置ロープ取替

31 移動ケーブル

- (1) 移動ケーブル

32 昇降路・ピット内機器

- (1) エンコーダ取替

- (2) リミット (ファイナル) スイッチ取替
- 33 調速機
 - (1) 軸受グリスアップ
 - (2) 調速機本体取替
 - (3) スイッチ取替
- 34 テンションプーリー
 - (1) テンションプーリー取替
 - (2) 軸受グリスアップ
- 35 プランジャー・シリンダー
 - (1) グランド部ダストシール取替
 - (2) グランド部パッキン取替
 - (3) プランジャープーリーベアリング取替
 - (4) 軸受グリスアップ
- 36 かご下機器
 - (1) かご下ガイドシュー・ローラー・ギブ取替
 - (2) かご下プーリーベアリング取替
 - (3) 軸受グリスアップ
- 37 緩衝器
 - (1) 油入り緩衝器油取替
 - (2) 油入り緩衝器油補充
 - (3) ピット点検用照明ランプ交換
- 38 地震管制運転装置
 - (1) 感知器取替
 - (2) バッテリー取替
- 39 火災管制運転装置
 - (1) リレー取替
- 40 停電時自動着床装置
 - (1) リレー取替
 - (2) バッテリー取替
 - (3) UPS・基板取替
- 41 監視盤
 - (1) 表示ランプ交換
 - (2) プリント基板取替
- 42 遠隔監視システム
 - (1) 本体取替

(2) バッテリー取替

43 非接触釦 (乗場)

(1) 釦ユニット取替

44 非接触釦 (かご)

(1) 釦ユニット取替

トレーニング機器保守点検業務委託仕様書

厚木市営東町スポーツセンターのトレーニング機器保守点検業務委託の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

1 名称及び位置

- (1) 名称 厚木市営東町スポーツセンター
- (2) 位置 厚木市東町2番1号

2 目的

トレーニング室のトレーニング機器の機能を最高度に発揮し、故障等の防止及び機能の維持を図るため、保守点検を実施する。

3 履行期間及び実施日

履行期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
実施日：6月10日(火)、12月9日(火)の休場日とする

4 点検者

機器構造を熟知し、体育施設整備士の資格を有する者が保守点検を行う。

5 点検対象

トレーニング室内のトレーニング機器一式（別紙一覧参照）

6 業務内容

- (1) 業務受託業者（以下「乙」という。）は、故障等の連絡を受けた時は、速やかに技術者を派遣し必要な整備を行う。
- (2) 乙は、点検のため各室の鍵を使用するときは、公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「甲」という。）の承認を得て使用し、その間責任を持って保管する。
- (3) 乙は、人身事故につながる欠陥を発見したときは、直ちに甲に報告するとともに必要な処置を行う。
- (4) 乙は、業務履行に際しては、公共事業であることを認識し、品位の保持に努めるとともに作業中知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 乙は、点検終了後、10日以内に甲に対し報告書を提出する。
- (6) 乙は、履行期間終了後、甲に業務完了届を提出する。

7 費用負担区分

次の費用は甲の負担とするが、その他の費用については、乙の負担とする。また、作業中に発生した事故等に起因する損害補填は、全て乙の負担とする。

- (1) 点検作業に必要な光熱水費
- (2) 機器の破損若しくは老朽化により、更新、交換の生じた場合で甲の認めた費用

8 その他

業務上、本仕様書に定めない事項は、その都度甲、乙が協議するものとする。

空調・給排水衛生設備管理業務委託 仕様書

厚木市営東町スポーツセンター（以下「施設」という。）の空調・給排水衛生設備管理業務委託の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

なお、業務執行に当たっては、市民サービスに努めるとともに、公共施設としての品位に配慮し、委託業務を実施しなければならない。

1 名称及び位置

- (1) 名称 厚木市営東町スポーツセンター
- (2) 位置 厚木市東町2番1号

2 目的

この業務は、施設の空調・給排水衛生設備の機能を常に正常な状態に保つことを目的とする。

3 委託業務

(1) 業務委託対象物件

- ア 空気調和設備
- イ 給排水衛生設備

(2) 業務の指示

- ア 本業務の履行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

- イ 空気調和設備

- (ア) 冷温水発生機保守点検

- 小型吸収式冷温水発生機 3台
 - 点検整備 3回（5月、7月、10月）

- (イ) 冷却塔保守点検

- 吸収式冷温水発生機用冷却塔 3台（貯水量 1,000ℓ）

- 点検整備清掃 2回（5月、10月）

- ※冷却水処理薬品費及び薬品補充含む

- 冷却水は6～9月に毎月1回水を替える

- (ウ) 冷温水ポンプ保守点検

- 冷温水ポンプ 3台
 - 点検整備 2回（5月、10月）

- (エ) 冷却水ポンプ保守点検

- 冷却水ポンプ 3台
 - 点検整備 2回（5月、10月）

- (オ) エアハンドリングユニット保守点検
 - エアハンドリングユニット 8台
 - オートロールフィルター 8台
 - 加湿器 8台
 - 点検整備 2回(6月、11月)
- (カ) 膨張タンク保守点検
 - 密閉式膨張タンク 1台(タンク容量 1500)
 - 点検整備 2回(7月、3月)
- (キ) ファンコイルユニット保守点検
 - 天吊カセット型ファンコイルユニット 9台
 - 点検整備 2回(7月、1月)
- (ク) 空冷ヒートポンプパッケージ保守点検
 - ビル用マルチタイプ 室外機 8台
 - ビル用マルチタイプ 室内機 26台
 - 点検整備 2回(5月、10月)
- (ケ) 全熱交換器保守点検
 - 天井埋込型全熱交換器 10台
 - 点検整備 2回(5月、10月)
- (コ) 排煙機、送風機、排風機保守点検
 - 排煙機 1台(シロッコファン)
 - 送風機 3台(軸流扇)
 - 排風機 39台(軸流扇32台、天井扇7台)
 - 点検清掃 1回(7月)
- (サ) ガラリルーバー清掃
 - ガラリルーバー 25枚
 - 清掃 2回(8月、2月)
 - ガラリルーバー 142枚
 - 清掃 1回(2月)
- (シ) 内蔵型トラベロンNTロールフィルター(エアハンドリングユニット内蔵)
 - 濾材交換(幅660mm1台、940mm6台、1,430mm 1台)
 - 交換 1回(消耗時交換)
 - 濾材接触面清掃 8台 2回(6月、11月)
- (ス) プレフィルター点検・清掃
 - プレフィルター 88枚
 - 点検整備清掃 年6回(偶数月)
- (セ) 空気調和設備運転操作
 - 開館日(344日、随時)
 - 対象機器
 - 冷温水発生機、冷温水ポンプ、冷却水ポンプ、給湯ボイラー、

給湯ポンプ

(ソ) 空気調和設備巡回点検 開館日 (344日、随時巡回点検)

対象機器

冷温水発生機	3台
冷却塔	3台
冷温水ポンプ	3台
冷却水ポンプ	3台
エアハンドリングユニット	8台
ファンコイルユニット	9台
空冷ヒートポンプパッケージ	34台
全熱交換器	10台

(タ) 外観・機能巡回点検 開館日 (344日/3回)

ウ 給排水衛生設備

(ア) 受水槽清掃

受水槽 1基 (18m³)

水槽清掃 2回 (8月、2月)

※実施時にボールタップの点検を行う。

(イ) 飲料水水質検査

受水槽 1基 (18m³)

11項目検査 1回 (2月)

(ウ) 給水加圧式ポンプユニット保守点検

給水加圧式ポンプ 2台

点検整備 年2回 (7月、1月)

(エ) 排水ポンプ保守点検・排水槽清掃

排水ポンプ 1台

点検整備 2回 (7月、1月)

排水槽 1槽

水槽清掃 2回 (7月、1月)

(オ) 給湯循環ポンプ保守点検

給湯循環ポンプ 2台

点検整備 3回 (7月、11月、3月)

(カ) 貯湯槽清掃・保守点検

貯湯槽 (外部電源防触装置付き) 1基 (タンク容量 6,000ℓ)

水槽清掃 3回 (7月、11月、3月)

点検整備 3回 (7月、11月、3月)

(キ) 煤煙測定

法定点検 2回 (8月、1月)

(ク) 膨張タンク保守点検

膨張タンク 1台 (1,000ℓ)

点検整備 2回（7月、3月）
(ケ) 温水ヒーター保守点検
電気温水器 1台
点検整備 2回（6月、12月）

エ 業務受託会社（以下「乙」という。）は業務が完了した場合は、その都度、公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「甲」という。）へ連絡するとともに確認を受けるものとする。

オ 業務実施時期及び時間については甲乙協議して決定する。

カ 乙は、機器の稼働状況確認における設備の目視確認を、1日3回以上実施し、故障等の速やかな発見に努める。

キ 乙は、業務を実施中に機器に異常な点を発見した場合は、甲に連絡するとともに、必要な処置を行う。

ク 乙は、故障等の連絡を受けた時は、速やかに技術者を派遣し必要な整備を行う。

ケ 乙は、業務履行に際しては、公共事業であることを認識し、品位の保持に努めるとともに、作業中知り得た秘密を漏らしてはならない。

コ 乙は、毎月初日から末日までの業務について、報告書を作成し、翌月15日までに提出するものとする。

サ 乙は、履行期間終了後、甲に業務完了届を提出するものとする。

4 緊急時の対応

乙は、空調・給排水衛生設備に故障等不具合が生じたときは、直ちに適切な処理をし、機能の復旧を図るものとする。

5 費用負担区分

物品の破損若しくは老朽化により、更新または交換の必要が生じた場合で甲の認めた費用については甲の負担とするが、その他の費用については乙が負担する。

6 その他（勤務の条件）

(1) 勤務中従事者は、作業服上下及び作業靴等を正しく着用し作業服胸部に社名・氏名等を明記した名札を付けなければならない。

(2) 従事者は、職務上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

(3) 乙は、公共施設の特殊性を認識し、従事者は健康で身元確実にして善良なるものを厳選しなければならない。

7 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議してその都度定めるものとする。

自動ドア保守点検業務委託 仕様書

厚木市営東町スポーツセンター（以下「施設」という。）の自動ドア保守点検業務委託の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

1 名称及び位置

- (1) 名称 厚木市営東町スポーツセンター
- (2) 位置 厚木市東町2番1号

2 目的

この業務は、施設の自動ドアの機能を常に正常な状態に保つことを目的とする。

3 委託業務

(1) 業務委託対象物件

- 両開き自動扉 2基（寺岡オート・ドアシステム株式会社製）
- 片開き自動扉 1基（寺岡オート・ドアシステム株式会社製）

(2) 業務の指示

- ア 本委託業務の履行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- イ 業務受託会社（以下「乙」という。）は、実施した業務については、業務報告書を作成し、10日以内に公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「甲」という。）に提出するものとする。
- ウ 乙は、履行期間終了後、甲に業務完了届を提出するものとする。
- エ 業務の実施時期については、6月及び12月の2回とし、実施日については、甲乙協議し決定するものとする。
- オ 乙は、人身事故につながる欠陥を発見したときは、直ちに甲に報告するとともに必要な処置を行う。
- カ 乙は、業務履行に際しては、公共事業であることを認識し、品位の保持に努めるとともに、作業中知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 緊急時の対応

乙は、自動ドアに故障等不具合が生じたときは、直ちに必要な処置をし、機能の復旧を図るものとする。

なお、これに要した費用のうち補修部品以外のものは、乙の負担とする。

5 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議し、その都度定めるものとする。

自動券売機保守点検業務委託 仕様書

厚木市営東町スポーツセンター（以下「施設」という。）の自動券売機保守点検業務委託の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

1 名称及び位置

- (1) 名称 厚木市営東町スポーツセンター
- (2) 位置 厚木市東町2番1号

2 目的

この業務は、施設の自動券売機の機能を常に正常な状態に保つことを目的とする。

3 委託業務

(1) 業務委託対象物件

自動券売機 1台（株式会社エルコム製 BT-K530F）

(2) 業務の指示

ア 本委託業務の履行期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

イ 業務受託会社（以下「乙」という。）は、実施した業務については、業務報告書を作成し、点検終了後10日以内に公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「甲」という。）に提出するものとする。

ウ 乙は、履行期間終了後、甲に業務完了届を提出するものとする。

エ 業務の実施日については、6月11日(火)、12月10日(火)の休場日とする。

4 緊急時の対応

乙は、自動券売機に故障等不具合が生じたときは、直ちに必要な処置をし、機能の復旧を図るものとする。

なお、これに要した費用のうち補修部品以外のものは、乙の負担とする。

5 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議し、その都度定めるものとする。

清掃作業基準表

施設名称：厚木市営東町スポーツセンター

階数	室名	床材質・規格	面積・台数	作業種別				交換								
				日常清掃	巡回清掃	定期清掃	交換									
				床の掃き・拭き	手すりの拭き清掃	ペーパー・水石けんの補給	排水口の清掃	衛生陶器の清掃	鏡みがき	床面洗浄・ワックス	床面洗浄	カーペット洗浄	外窓ガラス清掃	ダストモップ交換		
1階	玄関ホール・ロビー	陶器質タイル	46 m ²	1D												
		カーペット	195 m ²									2Y				
		灰皿	1 個													
		マット	2 枚													
	廊下	塩ビ長尺シート	11 m ²	1W							2Y					
		塩ビ長尺シート	20 m ²	1D							2Y					
		男子・女子便所 (身障者用含む)	衛生陶器 排水口 鏡	6 台 3 個 3 枚			1D		1D	1D						
事務室・湯沸室	塩ビタイル	128 m ²								2Y						
2階	ロビー・廊下	塩ビ長尺クッションシート	450 m ²	1W						2Y						
	第1体育室	フローリング	980 m ²							1Y				1M		
	第2体育室	フローリング(ポリウレタン樹脂塗)	273 m ²											1M		
	男子・女子便所 (身障者用含む)	塩ビ長尺シート	52 m ²	1D							2Y					
		衛生陶器	18 台				1D		1D							
		排水口	7 個					1D								
	鏡	7 枚							1D							
	幼児室	タイルカーペット	27 m ²									2Y				
	放送室	タイルカーペット	22 m ²													
	第1会議室	塩ビタイル	48 m ²							2Y						
	団体連絡室・湯沸室	塩ビタイル	56 m ²													
男女ロッカー室	塩ビ長尺シート	100 m ²	1D								2Y					
	衛生陶器	6 台				1D		1D								
	排水口	16 個					1D									
鏡	6 枚							1D								
3階	ロビー・廊下	塩ビ長尺クッションシート	302 m ²	1W						2Y						
	第1武道場													1M		
	男子・女子便所 (身障者用含む)	塩ビ長尺シート	52 m ²	1D							2Y					
		衛生陶器	18 台				1D		1D							
		排水口	7 個					1D								
	鏡	7 枚							1D							
	師範室	畳・フローリングボード	20 m ²													
	観覧席	塩ビ長尺クッションシート	116 m ²							2Y						
	トレーニング室	弾性床材(エンボス仕様)	234 m ²							2Y						
	ガラス	43 m ²											1Y			
医務室	塩ビ長尺クッションシート	29 m ²							2Y							
4階	男女ロッカー室	塩ビ長尺シート	64 m ²	1D							2Y					
		衛生陶器	6 台				1D		1D							
		排水口	16 個					1D								
	鏡	6 枚							1D							
	ロビー・廊下	塩ビ長尺クッションシート	358 m ²	1W						2Y						
男子・女子便所 (身障者用含む)	塩ビ長尺シート	52 m ²	1D							2Y						
	衛生陶器	18 台				1D		1D								
	排水口	7 個					1D									
	鏡	7 枚							1D							
	第2武道場(南側含む)	フローリング	420 m ²							1Y				1M		
	ランニングコース	弾性床材(エンボス仕様)	300 m ²							2Y						
	手すり	104 m														
第2会議室	塩ビ長尺クッションシート	71 m ²							2Y							
第3・4会議室	塩ビ長尺クッションシート	105 m ²							2Y							
5階	男女ロッカー室	塩ビ長尺シート	64 m ²	1D							2Y					
		衛生陶器	6 台				1D		1D							
		排水口	16 個					1D								
	鏡	6 枚							1D							
	ロビー・廊下	フローリングボード	381 m ²	1W						2Y						
男子・女子便所 (身障者用含む)	塩ビ長尺シート	16 m ²	1D							2Y						
	衛生陶器	6 台				1D		1D								
	排水口	3 個					1D									
	鏡	3 枚							1D							
射場	フローリングボード	104 m ²	1W						2Y							
巻簾室	フローリングボード	24 m ²	1W						2Y							
弓具室	塩ビタイル	18 m ²							2Y							
師範室	畳・フローリングボード	24 m ²														
的張室	フローリングボード	9 m ²	1W						2Y							
看的室1・2	塩ビタイル	10 m ²														
階段B	塩ビ長尺シート	191 m ²	1D							2Y						
	手すり	102 m				1W										
	階段D	塩ビ長尺シート	74 m ²													
	窓ガラス	359 m ²											1Y			
エレベーター籠内	ゴムシート	6 m ²								2Y						
	手すり	2 m				1W										
	鏡	1 枚							1D							

日常清掃・・火(8/12、10/14、1/13除外)・金曜日、休場日を除く 213日

・1D=1日1回、2/D=1日2回、1W=週1日、3/W=週3回(月・水・土曜日)、1M=月1回、1Y=年1回、2Y=年2回 実施

・第1体育室、第2武道場=スポーツ専用ワックス塗布

スポーツセンターの主要設備

設備	詳細	台数	メーカー	型番	製造/設置年	備考
受電設備	キュービクル	一式			1993	
受水設備	受水槽	1	ブリジストン	SET-7	1992.11	2槽式 (計24.7m ³)
	給水ポンプ設備	1	テラル	NX-VFC402-2.2D-e	2021.2	
排水設備	排水槽	1			1993	受水槽の地下
	排水ポンプ	2			1993	
給湯設備	温水ヒーター	1	愛知電機	ASVG-3601S	1991年製	
	給湯1次ポンプ	1	テラル	MVC-0.25K2	2024.11	
	給湯2次ポンプ	1	テラル	MVC-0.25K2	2023.6	
	貯湯槽	1			1993	6m ³
	排煙濃度計	1	東洋制御	S-21形	1993	
冷暖房設備	冷温水発生機	3	三洋電機	SUW-V70L	2009.11	
	冷却水ポンプ	3	川本製作所	GEL-1255BM-4M7.5	1993	
	冷温水ポンプ	3	川本製作所	GEL-80X655M-4M5.5	1993	
	冷却塔	3	空研工業	SKB-75PGER	1993.8	
	冷温水ヘッダー(往)	1	ニッター	-	1992	
	冷温水ヘッダー(還1)	1	ニッター	-	1992	
	冷温水ヘッダー(還2)	1	ニッター	-	1992	
	流量計	1	キーエンス	FD-R125 100A	2024.1	
	エアーハンドリングユニット	4	松下電器	FY-13UCR	1992.12	2体、トレーニング室、3フロビー、4フロビー
	エアーハンドリングユニット	3	松下電器	FY-15UCR	1992.12	1武、2武、2フロビー
	エアーハンドリングユニット	1	松下電器	FY-70UCV	1993.10	1体
	NTロールフィルター	1	金井重要工業	AT200R 0.66 x 20M	-	トレーニング室
	NTロールフィルター	6	金井重要工業	AT200R 0.94 x 20M	-	2体、1武、2部、各フロビー
	NTロールフィルター	1	金井重要工業	AT200R 1.43 x 20M	-	1体
	ファンコイルユニット	9			1993	弓道場